

令和8年4月30日

託送供給約款の変更の認可について

中部経済産業局長から、サーラエナジー株式会社（法人番号 7180301006250）によるガス事業法第48条第2項の規定による託送供給約款の変更の認可申請に関する、ガス事業法第177条第1項第7号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガス事業法第48条第4項の規定に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可すべきと考えられるため、別紙のとおり中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

<別紙>

20260410 中部第 31 号
令和 8 年 4 月 2 8 日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について（回答）

令和 8 年 4 月 8 日付け 20260407 中部第 20 号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可の申請については、認可することに異存ありません。